

南区まちかど文化ひろば実施要領

(利用の目的)

第1条 利用の内容は、市民の文化・地域活動による作品展示(絵画、工芸、手芸、書、写真、生花等)、発表、鑑賞、またはふれあいの場となるものであること。

(「ひろば」の利用方法)

第2条 「ひろば」での利用方法(展示方法、規模等)は施設管理者の認める範囲とすること。

(利用の制限)

第3条 次のいずれかに該当する利用は許可しないものとする。

- 1 特定の宗教、政治、意見に関するもの
- 2 商行為または勧誘活動を行うもの
- 3 営利的広告を目的とするもの
- 4 公序良俗に反するもの
- 5 その他、まちかど文化ひろばの利用が適当でないと南区長が認めるもの

(利用期間・日時)

第4条 利用期間・日時については、施設管理者が別途定めるところによる。
2 定められた時間・日時でも、施設の都合により利用できない場合もある。
3 利用時間には、設営及び撤去の作業時間を含む。

(利用の申込み)

第5条 利用申込みは、使用を希望する日または期間の初日の3か月前から随時、南区総務部企画振興課に利用申込書で申し込む。
2 同期間に複数の申し込みがあった場合は、申し込みの先着順とする。

(利用申込みの受付期間)

第6条 利用申込みの受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

(利用後の後始末等)

第7条 利用者は「ひろば」の利用が終わったときは、撤去及び清掃等を行い、もとの状態に復する。

(利用の取りやめ)

第8条 利用を取りやめるときは、利用開始の前日までに南区総務部企画振興課に連絡する。

(その他)

第9条 その他、利用者は区役所、施設管理者の指示に従う。

附則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。